

中世後期の北野社における記録

——『禅盛記録抄』と密乗院について

高橋菜月

日本史学専門 博士前期課程2年

1. はじめに

本調査の目的は、中世後期北野社関連史料の影印本・写真帳・原本を所蔵する機関へ赴いて、実地に閲覧・検討し、一部は撮影収集して分析することである。本調査は次の日程・場所で行われた。①2016年7月13日から14日の間、東京大学史料編纂所にて、②同月19日から21日の間、京都府立総合資料館および京都橘大学図書館において。

本稿は中世後期の北野社を題材に、將軍家御師職¹⁾(以下御師)を継承した松梅院と社内組織に関する研究の一環として行うものである。北野社は延暦寺や室町幕府の動向を追う上で重要な神社にもかかわらず、基礎となる組織の全体像が十分に把握されていない。そうした研究の遅れの原因の一つとして、史料の所蔵形態の問題がある。

近年山田雄司氏が指摘したように、北野社に関わる史料は、明治の神仏分離令による社僧(法体の神官)の還俗や、神官身分の継承形態の変化によって売却・散逸の運命を辿った²⁾。こうした状況の中で比較的史料が良く残っているのが、前述の松梅院関係の史料である。本稿では、「密乗院禪盛」という人物が作成した記録の抄出たる『禅盛記録抄』³⁾(以下『記録抄』)を取り上げて翻刻を行い、その作成背景を検討することを通じて密乗院についてわずかながらとも新知見を得られたらと考える。

2. 『禅盛記録抄』の翻刻

(表紙)

- 一、就祭礼渡物事在之,
- 一、境内大事ニ付て科料事在之,
- 一、御經御成用意事在之,
- 一、御憑事在之,
- 一、池田庄光明山寺違乱事在之,
- 一、新賀木葉荷事在之,
落
- 一、菅原庄御經御教書事在之,
- 一、勅使半畠事在之,

一、禪親借物棄破事在之,
一、新御寄進事在之,

寛正二年禪盛記録内少々写置之,

①就御經御成申請御物等事記録 寛正二年,
申請召御具足事,

一、御銚子 武具, 一、御片口 壱具,
一、御法物, 一、御湯煎物 皆具,
已上

経王堂御棧敷御物事,

一、御焼香, 一、召御茶, 一、御奈良紙等,
一、御水瓶, 一、御盥,
已上

此分者例年之儀候次,

寛正二

九月廿八日 禪盛在判

糸井殿

如此此注文糸井方へ遣事旧例也,

一、五日御成日刻如先々式・三獻御祝在之以後、被改御装束、経王堂江在御成、一・二之卷御聴聞已後御成在テ、供御ニ点心被聞食還御在之、同被召出人数事、禪盛御太刀組・明範刀組・
松光院千疋御太・
永琳院太刀・慶範同、

已上

一、同進物色々事、

御太刀 一腰白、御練緯 五重、御香合 一ヶ珪璋、
御盆 一枚剔紅、御引合 十帖、已上

法印權大僧都禪

〔組〕遺款

御劍被下間、御折紙二千疋、但卷進上之、

一、同御前御相伴衆、

(細川勝元) (山名是豊) (一色義直) (京極持清) (細川成之)

管領 山名殿 一色殿 京極殿 讃州 以上

同御酒 奈良 天野 柳 為召用意之、

(春阿弥) 同御雜掌方 公方春阿方へ悉皆請取之、

七日、御成御相伴衆へ為御礼参上申也、

(風好) 同日、御湯煎風呂・御片口・御銚子二具・御水瓶・

御盥・御供方物、糸井方へ返弁也、

十日，昼，經御成在之，被替御輿召。經王堂在御成，五・六卷御聽聞在以後，直自經堂被替御輿召，一條へ還御之時，散所者アヤツリ物御見物在之云々，(日野重光の娘)直光聚院殿へ御成在之，一，当坊広間御折五合 蜜柑 水団 海苔
薯蕷 茄蒻 已上
同小棚御折三合 阿伽陀 煎餅 信濃柿
已上
一，同十一日，社家奉行 松 (松田貞康) 清 (清貞秀)
一，十五日，上様御聽聞在之，如先々御棧敷御折三合，奈良酒井柳等調置之，一，松茸進上一尺四寸五分，御折之一尺三寸上様，(a)
一，勅使ノ庄事，先々者正面ニ半疊ヲ敷処，今度小文ノ疊ヲ可レ敷候由被申之間，半疊例年之由返答之処，高下之儀ニハ非半疊者法会之高座也，於在家聊憚在之由以和談之儀被申上者，不能左右，小文ノ疊一帖敷レ之，禪師禪慶云々，禪盛代分之，(b)
一，菅原庄御経供僧事 書様此分也，
(勝藏坊)胤禪法印 (貞福院)禪端闕
(聖禪)勝禪上座 (松梅院)禪親分
一，宮廻供僧職事，
(宝嚴院)淳慶寺主 禪端闕
以上
彼両三人御経并供僧職以目代孝增，御教書申沙汰在之，一，菅原庄大般若経衆事，以禪端法眼闕可被召加胤禪法印候，可令存知之由，可下令相触給上之旨，可申旨候，恐惶謹言，
寛正二
七月廿五日 実譽
政所僧正御房(c)
一，御憑進上分，
進上
御太刀 一腰白，御練緯 五重，御香合 一堆紅，御盆 一枚堆紅，御引合 十帖，
已上
一，同上様進上分，
御練貫 三重，御香合 一，御盆 一枚，御引合
十帖，已上
(管領 以下同)一，官領進上，
御太刀 一腰但(組)卷，御花瓶 一对胡銅，御盆 一枚，
已上
(細川持賢)右馬頭朝臣，
御太刀 但(組)卷，御茶椀・同台珪璋，御卓 一ヶ四連，

已上
(曼殊院良介)一，御社務御憑，
進上
御絹 一疋，杉原 十帖
已上(d)
一，当社領江州田上中庄并木葉落散在名田等事，先度被仰付横井川河内守御代官職事処，先代官大泉殿及違乱云々，言語道断之曲事候，所詮当代官方へ御年貢・諸公事以下厳密可有社納候，聊於名主御百姓中無沙汰之儀在之者，一段可有御罪科由也，仍執達如件，
寛正式
十一月十五日
田上中庄名主御百姓中(e)
(北野祭(f)全文，検断(g)の(略)部分は下坂守⁴⁾・三枝曉子氏⁵⁾の翻刻参照)
一，寛正二年八月十九日，(略)彼飯富方申候なり，言語道断次第候，曾無其儀候，但以口状彼飯富方土蔵以下就火事不審之間，各代ニハ加様火事不出来候間，社例不存由ヲハ彼倉へ申遣候，然而官領御神官ニ付て以御口入，八月廿九日以兩公人被触檢符落居了，次彼等符本事千疋之由申懸処，以作事以三百疋落居云々，(g)
一，八ヶ所内東馬伏庄之事，為悲田院嘆申子細在之，
一，此事為社家支申様，応永廿五年惣庄一円御寄附在之，任不易旨被停止之，(h)
一，内陣錄御正躰事，二面在之，一面ハ勝定院殿様御寄進也，一面ハ普広院殿様也，同裏書様，
(足利義持)永享八年開眼前大僧正法印大和尚位 三宝院 義賢
征夷大將軍家從一位行左大臣源朝臣義教
三月廿七日 奉行御師權少僧都禪榮判
(常樂院)鑄物師 鑄阿弥
(足利義教)打物師 對阿弥(i)
光明山寺雜掌重言上，
右山城国池田庄之内寺領分事，寺家代々知行無相違候処，去長禄二年ヨリ松梅院無謂混神領押領之間，先度令言上候訖，所詮對當領主密乘院預御糺明，任理運為御成敗，粗言上如件，
寛正二年五月 日

一，自社家如此支状云，
北野宮寺雜掌謹支言上，
右当社領山城国池田庄事，為信読大般若経并御灯

以下嚴重之御願料所，社家知行無相違處，普広院殿様御代已後，同国自光明山寺遊佐河内守代官職之時，相語彼方号寺領^(ア)，神領之内内拾町余土貢漆拾余石云々，掠申公方彼下地押領之事，非拋之至也，然間長禄二年当社領不知行之在所悉被返下之刻，任最初御寄進附状之間，社家一同知行之処，今度又以已前之非例及訴詔之条，言語道断之次第也，惣而諸神領何以非由緒之地，在所不可在之者歟，此一事御成敗在之者，方々之競望於諸神領不可有界限者也，殊以被成下不易御判等候訖，仍案文備，然上者自今以後不可有他妨者也，所詮被任此等之嚴密御成敗之旨，早被退彼障全被用傍為奉押御祈祷之忠節勤，粗謹支言上如件，

寛正二年五月 日(j)

一、寛正二年五月七日，社家奉行・同加賀守御使，來九日梅尾春日大明神御影 公方様為御拝見御成云々，仍一条ノ通馬場面掃除事，可申付由在之，小川坊城殿へも以使申之云々，其故者一条之裏者彼下知云々，(k)

一、禪親借物棄破御奉書案

北野宮寺領所々事，号先借錢主等押持云々，太不可然，所詮於禪親法眼負物者被棄破候訖，早全直務可被専神役由被仰出也，仍執達如件，

②寛正二

四月廿八日

(飯尾之種)
飯尾加賀守
之清

(禪予)
松梅院(I)

一、西京木屋之内，与北山之境ニ新御寄進と云所在之，此内三分武貫五百卅文沙汰云々，梶井御門跡別当之御時より依無御催促于今無沙汰仕処，長禄二年社務職御還補之年より竹内殿御催促雖在之，更不承引申，平木入道にも不申付罷過云々，今度禪盛ニ堅被仰出候間，平木入道ニ申付了，雖然已前者夏季ニ一円ニ沙汰云々，只今殊ニ不便ニ存間，夏壱貫五百卅文可申付候，冬季ニ一貫文可沙汰申由歎申之，

一、請取新御寄進巣所御地子事，

合式貰百卅文者

右所請取如件，

文安四年六月 栄祐判

自社務請取案文被出候，即写置了，(m)

(傍線・括弧・句読点・返り点は筆者，以下同)

3. 『禅盛記録抄』作成の背景

下坂氏は『記録抄』の作成者を松梅院禪予と比定し，そこには8月の北野祭，10月の万部経会や北野社の恒例仏神事などのほか，八朔の贈り物，境内での火事の処理など，多岐にわたる内容が記述されていると指摘した。一方で，本記録が作成された背景については，禪予が禪盛の子であったとされることから，実父の日記から抄出したものだと述べるにとどまり⁶⁾，それ以上の検討は行わなかった。それ故に『記録抄』の作成意義や，密乗院という院家の実態が十分に解明されなかった。

たしかに『記録抄』の下敷きには『禅盛記録』があることは確かであるが，禪予が『禅盛記録』を入手した時期を特定する上で重要な記述が，『北野社家日記』(以下『社家日記』)に残されている。

(禪英)
(明應)
一，密乗院へ以明珠院，禪盛法印御經御成記録借遣処，三帖到来也，⁷⁾

毎年10月に開催される万部経会に先立ち，禪予が禪英に将軍の御成記録を求めたところ，3冊の記録が到来したとのことである。前項で翻刻した史料の下線部①以下では，禪予が禪盛期の万部経会の記録をまとめていること，禪予がこの時求めた内容が『記録抄』にあることが分かるから，『記録抄』の作成時期は延徳2年10月以降と考えられる。そしてこの時期は，禪予が御師・松梅院院主という立場にあった時期でもある。

さて，ここで禪予という人物について，簡単に説明しておく。禪予は松梅院の傍流である松善院出身であったが，松梅院禪親の養子となった。そして，一度目は養父禪親からその子禪椿への継承の中継ぎとして(寛正元年～文正元年)，二度目は禪椿失脚にともない御師・院主に就任している(長享元年～明応3年)⁸⁾。また禪予は文筆に堪能であり，抄録や天神縁起の筆写など，北野社の記録類の収集に熱心だったとされる⁹⁾。『記録抄』もその一例であるが，彼の記録収集に対する熱心さは性格や信仰によるものではなく，彼が置かれた立場に起因するものであった。

二度目に御師・院主に就任した禪予は，当初から不安定な立場にあった。それは禪予が傍流出身だということもあったが，それ以上に，松梅院の継承にあたり禪予が継承するはずであった目録・記録類¹⁰⁾や御師に就任する上で重要な証文さえも，先代の禪椿が所持したまま逐電してしまい¹¹⁾，禪予にこれらが継承されなかつたためである。つまり禪予が行った記録類の収集

とは、御師・院主の継承を体現する証文・記録がない中で、禅予が取らざるをえなかつた一つの手段であった。

こうした禅予による記録類の収集は、彼が御師・院主に就任した長享元年から開始された。まず禅予は、「社家記録」(『社家日記』第七、89-140頁)に見えるように、「妙蔵院所より見申候」、「社領惣目録、密乗院可書加由分¹²⁾「此条々宝成院申云々」¹³⁾と、松梅院以外で御師に関わる由緒を持つ院家の記録・目録をもとにして、北野社領や先例、諸仏神事・諸職の補任に関わる故実を整理した。この禅予による記録類の収集は翌年以降も継続され、永琳院¹⁴⁾や松善院禅融¹⁵⁾らの記録がその対象となっている。

以下では、「社家記録」と『記録抄』の内容を比較対照させることを通じて、禅予がどのようなことがらを記録しようとしたか、その関心の推移を探ることとしたい。

さて、『記録抄』の記述を内容別に整理すると、a 万部経会、b 勅使の座、c 供僧の補任状、d 八朔、e 近江国の社領に関わる訴訟、f 北野祭、g 檢断、h 河内国八ヶ所に関わる訴訟、i 内陣御正体の裏書、j 山城国池田荘、k 将軍の御成、l 禅親の債務棄破、m 新御寄進をめぐる別当の地子催促、となる。「社家記録」では、社領や仏神事といった北野社の運営に関わる内容を整理されているのに対し、『記録抄』は御師(a, k)など院主が相伝した職や、松梅院の院家としての活動(d, l)に関わる内容が整理されている。ではこれらを収集する上で、松梅院院主の代官や後見をしていた門弟の記録だけでなく、さらに密乗院の記録を求めたのはなぜか。以下、密乗院という院家を検討する中で、解明していきたい。

4. 禅盛と密乗院について

『記録抄』は、禅盛が御師に就任したばかりの時期の記録である。補任状が残っていないため具体的な時期は不明だが、禅盛が御師に就任したのは寛正2年4月28日以降であろう。前代の御師である禅親は、当初養子の禅予に「当坊(松梅院)跡」を譲与する予定であり¹⁶⁾、そのため足利義政は院主の代替わりにあたり、禅親の債務を棄破している(本稿第2項の下線部②)。しかし結局禅親は義政の怒りを買い、禅予とともに松梅院を追われてしまった。院主不在となつた松梅院に入ったのが禅盛であり、彼は寛正6年に「重科」によって御師を罷免されるまで、松梅院の住坊で

活動していた¹⁷⁾。この禅盛のように密乗院が御師に就任した例としては、永享期の密乗院慶雅(禅栄)があり、足利義教の不興を買って失脚した松梅院禅能から一代おいて、御師に就任している。

さて、禅盛や禅栄が継承した「密乗院」という院家の北野社内における立場は若干複雑である。もともと北野社には、禅陽(松梅院祖)・守慶(光蘿院祖)という2人の御師がいたが、守慶が失脚してからは、原則として禅陽の子孫が御師を継承した¹⁸⁾。この両派の派閥争いについては鍋田英水子氏が明らかにしているが¹⁹⁾、禅栄は当初光蘿院の通字(「慶」)を使用していたが、永享5~8年の間に松梅院とその親類が使用する通字(「禅」)が入った名に変更している²⁰⁾。ここから、一見すると、密乗院は改名を機に光蘿院流から離れ、松梅院流に組み込まれたように見えるが、必ずしもそうではないのである。

北野社内における密乗院の複雑な立場を示す好例として、密乗院禅英の事例がある。明応5年7月、足利義澄から北野社で遷座・遷宮など神殿に関わる諸事を担当する「御殿職」に補任された禅英は、「御殿職事ハ無力にてハもたれぬ御事」として、松梅院に代わって自身を、御師・公文に補任するよう重ねて要求し²¹⁾、結局松梅院との訴訟に発展している。一方で、その禅英に対して松梅院は永正元年に「摂津国富田鶴飼瀬等」を寄進した上、安定的な経営のために諸事において後ろ盾となることを起請している²²⁾。

密乗院は基本的には松梅院の門弟として活動して、その活動²³⁾・継承²⁴⁾を支える一方、松梅院流と光蘿院流²⁵⁾という2つの派閥と、師弟関係を利用して絶え間なく関係を維持していた。そして時に幕府と関係を結んで、両派閥から独立して御師や社内の諸職を獲得していくのである。

それでは松梅院はなぜ複雑な立場にあった密乗院を、松梅院流に組み込んだのか。これは禅栄の改名問題と、『記録抄』の評価に関わる問題である。次項で検討していく。

5. 密乗院記録の検討に向けて

禅予が行った記録類の収集は、禅予の子・禅光にも引き継がれた。禅光は、前述の密乗院禅栄が作成した「三年一請会引付」と「諸祠官記録」(『北野天満宮史料 古記録』)を筆写している。禅予・禅光により筆写された記録の性格を考える上で重要なのが、禅栄の改名問題である。

松梅院は御師のほかに、社内において公文や御殿職、社内において「唯受一人」とされる重要な作法（「神道深秘」²⁶⁾）を継承していた。しかし永享期に御師・公文²⁷⁾は、松梅院→光蘿院→密乗院という変遷を迎った。

一方で佐々木創氏は、御殿職・神道深秘については、失脚後も禅能が継承していたと指摘する²⁸⁾が、禅栄の記録から御殿職は、禅能から禅栄へ継承されていたことが確認される。

右且任文応之故実、且致精誠之沙汰之状如件、

(御殿職)
神殿大預法眼和尚泰禪判

(中略)

(1 4 3 6)
永享八年丙辰二月中旬之比、以右旧記、書写之記、

奉行權少僧都禪栄(花押)

以自筆本写之卒。²⁹⁾

上の史料からすれば、永享8年の時点で禅栄は泰禪と同じく、三年一請会³⁰⁾の故実を収集する必要がある立場（=御殿職）にあったと言える。つまり禅栄は御師だけでなく、御殿職・神道深秘³¹⁾も継承していたのである。そして深秘の継承こそが、禅栄の改名の契機となったと考えられる。

深秘の継承は密乗院側から求めたことか、松梅院側から求めたことは不明だが、少なくとも永享8年までの時点で、密乗院は他の光蘿院流の諸院家から突出して松梅院に接近し、北野社の重要な神事の作法を継承する由緒を持つ院家となっていたのである。そしてこれこそが、松梅院が密乗院との師弟関係を維持する理由であり、戦国期に禪予・禪光が禪盛・禪栄の記録を求め、筆写した大きな理由であろう。

松梅院の立場が低迷している時期、密乗院は同じく御師としての由緒を持つ光蘿院と異なり、御師・公文・御殿職のそれぞれの職の継承者として社内で活動し、その活動を記録している。密乗院の記録は松梅院にとっていわば、もう一つの松梅院院主の記録とも言えるものであった。『記録抄』に見られる多様な密乗院の活動は、全て松梅院の活動に投影できるものであり、禪予にとっては倣うべき先例となるものであった。

以上、簡単にではあるが、『記録抄』の作成背景と密乗院について検討してきた。密乗院の名は近世に入ると、北野社関係の史料から姿を消してしまう。しかし、中世後期の北野社を考える上で、密乗院が果たした役割は決して小さくない。現在は松梅院に伝來した

諸記録からのみでしか、その姿を追うことはできないが、今後の北野社研究において、密乗院の存在も重要な検討対象として考える必要がある。

なお、『記録抄』のひとつひとつの内容についての詳細な検討は、今後の検討課題である。

謝辞

この度の調査・研究で多くの方・機関にお世話になりました。特に『禪盛記録抄』の複写を入手するにあたって、東京大学史料編纂所だけでなく、原蔵者である北野天満宮、京都文化博物館学芸員の西山剛氏にご協力頂きました。この場を借りて、深く感謝いたします。今回の報告書では引用しておりませんが、京都府立総合資料館・京都橘大学図書館及び同学准教授尾下成敏氏にも、史料調査にご協力頂きました。感謝申し上げます。

註

- 1) 将軍家御師職とは室町將軍と師檀関係を結んだ神官・社僧を指す。神社内の特定の人物が補任され、相伝するものであり、將軍の参詣時に宿坊などを提供したり、將軍家のために祈祷を行うことを職掌とした（佐々木創「中世北野社松梅院史の「空白」——松梅院伝来史料群の批判的研究に向けて」、『武藏大学人文学雑誌』39-2、2007、太田直之「室町幕府の神祇政策——將軍家御師職を中心に」、同氏『中世の社寺と信仰——勧進と勧進聖の時代』、初出は2007）。
- 2) 山田雄司「科研費報告書 北野天満宮旧蔵文書・古記録の目録作成および研究」(2007)。
- 3) 東京大学史料編纂所蔵『北野社旧記』(請求記号2012-248)。
- 4) 図録『特別展覧会 菅原道真公1100年記念 北野天満宮神宝展』より。翻刻・解説は下坂守氏が担当（京都国立博物館、2001）。
- 5) 三枝曉子「北野祭と室町幕府」（同氏『比叡山と室町幕府寺社と武家の京都支配』、東京大学出版会、2011、初出は2007）。
- 6) 下坂氏前掲註4)。
- 7) 『社家日記』第一、延徳2年9月24日条。
- 8) 佐々木氏前掲註1)。
- 9) 『社家日記』第六、解題（竹内秀雄氏）。
- 10) 佐々木創「北野社家引付」を記す人々——なぜ二つの「社家引付」の内容は重複したのか（『武藏大学総合研究所紀要』18、2009）。
- 11) 石井裕一朗「松梅院禪予殺害事件と殿原衆の行動」（瀬田勝哉編『変貌する北野天満宮 中世後期の神仏の世界』、平凡社、2015）。
- 12) 『社家日記』第七（以下『第七』）「社家記録」138頁。
- 13) 『第七』「社家記録」128頁。
- 14) 『社家日記』第二、延徳2年5月晦日条。
- 15) 『社家日記』第三、延徳3年5月21日条。
- 16) 佐々木氏前掲註10)。
- 17) 佐々木氏前掲註10)。
- 18) 小泉恵子「松梅院禪能の失脚と北野社御師職」（『遙かなる中世』第8号、1987）。
- 19) 鍋田英水子「中世後期「北野社」神社組織における「一社」」（『武藏大学人文学会雑誌』29-1・2、1997）。
- 20) 佐々木氏前掲註1)。
- 21) 『北野天満宮史料 目代日記』明応5年7月6日条。
- 22) 『第七』「社家条々引付」(79頁)。

- 23) 「御社参記録」(『北野天満宮史料 古記録』, 以下『古記録』245, 251頁)。
- 24) 『第七』「引付」(157-158頁)。
- 25) 永祿期に密乗院院主に就任した禪乗は、光蘿院流の院主である明祇を「先師」と仰いでいる(国立歴史民俗博物館所蔵『北野神社旧蔵文書』186-3-18「室町幕府奉行人連署奉書」)。
- 26) 七夕の御手水神事や遷座、本社末社の遷宮に関わる諸神事の作法・秘事を指す(佐々木氏前掲註1))。
- 27) 「諸祠官記録」(『古記録』193頁)。
- 28) 佐々木氏前掲註1)。
- 29) 「北野宮三年一請会条々記録」(『古記録』110-111頁)。
- 30) 三年一請会とは、三年に一度、神輿に対して修復箇所の点検を加え、そこで見出された修理の方針のもと神輿とその莊嚴具を修復・新調する儀礼(西山剛「室町期における北野祭礼の実態と意義」, 瀬田勝哉編『変貌する北野天満宮 中世後期の神仏の世界』, 平凡社, 2015)。
- 31) 御殿職が管理する内陣の鍵は「成仁メ深秘伝授之時」預けられるものであること、神道神秘が「神道深秘職」と書かれる「職」であったことから推測(『第七』「引付」157-158頁)。

【参考】松梅院・密乗院系図

佐々木創「中世北野社松梅院史の「空白」——松梅院伝来史料群の批判的研究に向けて」(『武藏大学人文学雑誌』39-2, 2007)より引用。

